

過去の議論の整理

(詳細版)

【目 次】

1. 国の責任や制度趣旨について.....	1
2. 財源について	
(1) 原因者負担・責任保険制度を構築する考え方.....	4
(2) 既存の罰金を財源とする考え方.....	4
(3) 有罪判決を受けた者から課徴金等を徴収する考え方.....	7
(4) 幅広く保険料等を徴収する考え方.....	10
3. その他の論点について	
(1) 遡及適用について.....	12
(2) 支給形式について.....	14

1 国の責任や制度趣旨について

○ 昭和 55 年 3 月 25 日 (衆)地方行政委員会・山本警察庁長官

……犯罪被害給付制度の趣旨につきましては、……不法行為制度が機能していない、その肩がわり的な意味合いもある、これが一つ。もう一つは、被害者の犯罪による精神的、経済的な被害、それを一部でも補てんして経済的、精神的安定に資する、言いますれば福祉的效果というものも一つございます。それから、……犯罪によって被害者に損害が生じているということは、公共の安全と秩序といういわば一つの法秩序が破れておる、そういう状態だと思います。それを補てんするということは、警察法にいう警察の責務の中にございます公共の安全と秩序の維持にかかわる、そういう意味の犯罪対策、法秩序への不信感を除去するという……犯罪対策が制度の根幹に横たわっておると思います。

○ 昭和 55 年 3 月 26 日 (衆)地方行政委員会・法務委員会連合審査会・中平警察庁刑事局長

ただいま申し上げましたように、国には一般的には犯罪を防止する責任があるわけでございますが、しかし、では、直ちに犯罪が起こったからすべて国に法的な責任があるかということになると、そういうことではございません。そういう立場をとっている国は世界のどこにも、ほとんどといっていいくらいないわけでありませぬ。いま申し上げましたように、犯罪の被害というものを社会全体で放置しておくべきでない、そういう一種の連帯共助の精神に基づいて給付金を支給する、こういう考え方でございます。

○ 昭和 55 年 3 月 26 日 (衆)地方行政委員会・法務委員会連合審査会・中平警察庁刑事局長

……給付の水準をいかようにするかということは大変むずかしい問題でございますが、この制度というのは本来、加害者側がてん補すべき損害につきまして全額を公費で負担し支給しようという、きわめて例外的な制度であるわけでございます。したがって、損害賠償そのものでございます自動車損害賠償責任の場合と比較することはできないことはもちろんでございますが、損害賠償責任を根底に置いた原因者負担がある他の公的な給付制度、公害健康被害補償などを上回る水準とすることは、現行の体系の中では困難でございますし、また、積極的に社会公共のために尽力した結果被害を受けられた、警察官の職務に協力援助した者の災害給付を上回ることもまた適当でない、こういうふうと考えておるわけでございます。こういうことを勘案した上で被害者の救済にできるだけ効果のある額とする、こういうことで決めさせていただいた次第でございます。

○ 平成 18 年 7 月 26 日 第 5 回経済的支援に関する検討会・岩村東京大学大学院法学政治学研究科教授

いずれにしても制度設計、例えば給付であるとかサービスを誰が受けるかということ、それからサービス給付の内容をどうするかとか、その水準をどう設定するかということについては、一つは結局今の情勢のもとでは財源調達をどうするかということに非常に大きく左右されます。とにかく財源が見つからないことには、給付水準の維持ということは難しいということになりますし、新たに給付をつくるということも極めて困難であるという、そういう状況になります。それから、もう一つは同じ論点について言えば、社会保障制度の場合、どうしてもモラルハザードが発生しやすいということがあります。簡単な例を挙げますと、非常に寛容な給付をつくりますと、給付の過剰消費が生じまして財源を圧迫するという、そういう事態になります。これは現実には幾つかの例を簡単に挙げるができるわけでありまして、例えば老人医療制度というのがありますが、かつてはこれは高齢者の方が病院に行きませぬと自己負担がなかったわけですね。その結果、何が起きたかということ、

高齢者の方はどんどん病院に行くようになって、老人医療制度の財政が結局破綻しかねないという、そういう状況が生じたということがあります。……それから、給付については内容、水準をどうするかということでありますが、いずれにしても財政との緊張関係というのが常にあるということと、それからどうしてもモラルハザードが発生しやすいということがあるので、制度設計する際にはそこをある程度見込まなくてははいけないと。受給者がそれほど多くなければあまり問題にならないですが、結構な数になるというとモラルハザードが起きると、制度そのものの存続が危うくなってしまいうということがあるので、そこを考えなきゃいけないということと、長期的給付についてはかなり慎重な検討をしなければいけないということになるかと思えます。

○ 平成 18 年 8 月 25 日 第 6 回経済的支援に関する検討会・白井弁護士

社会を構成する人間によって引き起こされる被害であるということについては、その社会そのものがその人間の行為を防止する責任というのはやはり自然災害の場合とは違った特別のそれを防止する責任というものは国にあるのではないかと、あるいは社会にあるのではないかとこのように私は思うわけです。その場合に、それを十分に防止できなくて被害を発生を許してしまったということについてはやはりそこに国の責任というものがやはりどうしても関わってくるのではないかと。その責任の法的な性質について損害賠償的な意味でのいわゆる民事的なあるいは国家賠償的な損害賠償的な意味での責任というところまでは直ちにはいかにしても、やはりそういう社会自体がそういうものを許してしまった責任を国が社会に代わってその責任を負っていくんだという、ある意味では国に責任があるということはあるのではないかなというふうに思います。それともう一つは、やはり連帯共助といった場合に、見舞金でも連帯共助じゃないかといえば、極端なことを言えばそういうこととも受け取れるわけですが、連帯共助という場合のやはり犯罪というものがもちろん第一には加害者個人の責任ではあるんですけども、やはりそういうものを犯罪そのものが社会を基盤として生まれて来るものであるということと、しかもいつ何時だれが被害に遭ってもおかしくないという状況にあるということが基本計画でも言われているわけなんですけれども、そういう中でたまたま A さんに被害が生じた、その生じた被害を A さん一人の負担に任せてしまっているというふうなことで、やはりそういう場合には社会全体で被害の負担というものを公平に分担していかなければならないのではないかと。道端を A さんと B さんが歩いていてたまたま A さんだけが殴られてしまったけれども、あるいは B さんが殴られる可能性だってあったかもしれないというような事件はたくさんあるわけで、そういうような意味で損害の公平な分担といいますが、社会全体で被害を負担していくんだというような、そういう考えに基づいて、それを国というレベルで考えたときにその負担というものも公平に考えていくというふうにした場合に、一般財源の方から補償というものをしても決しておかしくはないのではないかと。というようなそうした考えも出てくるのではないかと。やはり基本法がこのようにうたった根本的な前提としてはそういういろいろな面での国の責任ということがあって、それを基本法で法定化したというふうにするべきではないかと。したがって、ここでの作業としては基本法を前提にして考えていけばいいのではないかとこのように私は思っております。

○ 平成 18 年 8 月 25 日 第 6 回経済的支援に関する検討会・瀬川同志社大学法学部教授

社会の責任と国の責任ということを使うわけですが、私は刑事政策という分野も専攻していますので、その点から言いますと、例えば殺人事件が起こったりあるいは傷害事件が起こったときに、それは社会や国の責任だという場合は確かにあると思うんですけども、一般論的にそういう言い方がすべてできるのかという点と私はできないと思います。犯罪原因というのはさまざまなのが考えられますので、原因を集約して社会の責任なんだ、国の責任なんだなどという形で言えるのかということですね。この点は慎重に議論する必要があると思います。特に、もしそういう形で社会の責任であり国の責任であると言い切ってしまうのであれば、それは例えば刑事裁判をして犯罪者を処罰すること自体意味がなくなってしまうことになりかねませんので、そういう意味で非常に気をつけて議論すべきだというふうに思っています。それから、治安政策の観点から、社会の責任だ国の責任だといった場合にそういう形で議論が進めばいわゆる治安政策全体が非常に厳しくなるという

ますか、市民的な自由というのは非常に奪われてしまうわけですから、超監視社会となる恐れもあるわけで。やはり自由主義的な発想というかそういうものも残しておく必要があります。あまり抽象的に、そういう形でのどここの責任という議論はやはり慎むべきだというふうに私は考えます。

○ **平成 18 年 11 月 24 日 第 9 回経済的支援に関する検討会・岩村東京大学大学院法学政治学研究科教授**

既に申し上げたとおりだと思わすけれども、やはり今回こういう形で議論をしてもし実を結べば、従来の犯給法に比べると多分補償が手厚くなるだろうというふうに思いますので。そうするとどうしてもやはり例えば経済的支援というものに対しての依存度というのが高まる可能性があって、そこからモラルハザードというのがどうしても起きてくるということはある程度起こるのかなと。特に、傷病の療養を理由とする休業に関する所得保障給付についてはモラルハザードが起きやすい。それから、それは実は被害者の方だけではなくて、例えば恐らく問題としてあるのは医療だろうという気はしているんですね。医療で例えば全く自己負担なしにすると、これは被害者の方もそうなんですが、医療機関がモラルハザードを起こすんですね。ですから、その辺のところをどういうふうにコントロールするかということもやはり考えておかなければいけないのかなと。経済的支援との関係で言うと、やはり座長もおっしゃっていたように、被害者の方のできるだけ早期の経済的な自立というものにどうやって結びつけていくかということをやうまく組み合わせるということによってモラルハザードの問題というのは支援への依存という問題からはある程度対策は考えられるだろうというふうには思いますけれども、今、瀬川先生おっしゃったように、やはり制度を拡充するとどうしてもその問題というのは出てくるだろうと思わすので、やはりちょっと検討をきちっとしておいた方がいいのだろうというふうに思います。

○ **平成 18 年 12 月 20 日 第 10 回経済的支援に関する検討会・佐々木帝京大学教授、弁護士**

おおむね私は座長私案でよろしいかと思わすけれども、岩村構成員がおっしゃったように、基本的には余りどういふ言葉するかで変わってはこないかもしれないと思わすです。白井構成員が言われる補償なんですけれども、座長がおっしゃったように犯罪にいろいろな種類がございますので、確かに国が補償しなければいけない。ダイレクトに補償しなければいけないというような犯罪類型もあるかと思えば、典型的な家族内の犯罪とか、今白井構成員がおっしゃったような通りすがりの犯罪であれば、まだ国が補償すべきでびたっと塗ると思わすんですけれども、男女間のもつれからきた事件とか、本当に個人ベースの事件であれば、本来加害者が賠償すべきというのが当然であって、恐らく社会もそのように受けとめやすいものを国がなぜ補償するという形になるのかという理論的な構成というのが、例え賠償と比べると補償というのはちょっともう一つあいまいな言葉であるとはいえ、何となくしっくりこないかなという感じもいたします。

権利であるというところ、そういうふうには基本法がうたったというのは大事なことなんですけれども、その権利を具現する方法として支援であるか、補償であるかという言葉よりも、実際はどこまでの範囲で給付を認めるか、どの程度の額を認めるか、それからそれをどういうふうには給付受けれる手続を容易化していくかとか、それはどういうふうには継続的に出されるかとか、自立というふうには自立で終わっちゃえばもういいのかみたいなようなところもあるかもしれませんし、とはいえ財源も無限にあるわけではございませんので、ほかいろいろほしいと言われる方がおられるので、それとの調整もございまして、どういうところで折り合いをつけていくかというところではございまして、入り口ですから確かにここで余りにも時間とられるというのも何だと思わすので、一応この程度で意見を述べさせていただきます。

○ **平成 18 年 12 月 20 日 第 10 回経済的支援に関する検討会・飛鳥井(公財)東京都医学研究機構東京都精神医学総合研究所参事研究員**

補償ということが法的にどの程度の意義を持つのかということはわからないんですが、補償という言葉が入って、それはもういわゆる国家責任説、いわゆる犯罪が起こったことそのものに対しても国家責任説であるといったような考え方ですと、ちょっとそれについては疑問を感じる意見も多いんじゃないかというふうには考えてはおります。そのところへのあいまいさを余り含まない方がいいのかなというふうには一つは考えました。

○ **平成 20 年 3 月 28 日 (衆)内閣委員会・泉国家公安委員会委員長**

この法律、犯給法に流れております考え方というのは、先ほども少し御説明をさせていただきましたけれども、本来、加害者が損害を賠償すべきところだけれども、その能力がない、資力がない、実効的な損害賠償が得られない、あるいは労災制度などの公的な給付制度でもカバーできない、さらに、加害者の処遇改善が図られておる一方で被害者に対する救済制度は不十分である、こういうことの実態を踏まえて、社会の連帯共助の精神に基づいて、国が給付金を支給し被害者等の被害の軽減を図る、これが一貫してこの法律の基本に流れてきたものだと思っておりますでございます。

○ **平成 24 年 12 月 18 日 第 10 回犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会・松村全国犯罪被害者の会（あすの会）代表幹事代行**

まず国に対して補償を求める権利があるのかという御質問なのですが、これについてはたまたまその犯罪被害者がたまたま犯罪被害に遭ってしまったということも含めまして……たまたま遭ったということと、それはまた誰でもなり得るという場合には、その犯罪被害者に対しての請求する権利を……はっきり認めるべきなのだろうと思います。ただ、本当に見舞金的でかわいそうだねということで、上から与えるというものではないだろう。たまたま運が悪いか何かで被害者になってしまったのだから、そうなった場合には、国にそれに対して補償をしてもらう権利があるんだという認識はすべきだろうと考えております。

○ **平成 24 年 12 月 18 日 第 10 回犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会・黒澤(公財)犯罪被害救援基金常務理事**

結局そもそも論として趣旨といいますか、理念といいますか、そこをどう考えるかということになると思うのですが、基本法からすれば今、松村構成員からお話があった、こういったことができれば、それは大変いいことだと思うのですが、今お話された補償の問題については、理論的に生活保障型の補償制度となっているのですが、どうも響きとして国に責務がある前提として、国はこういうことにおいて責任があるから補償をするのだという、特に他の制度全体との横並びを考えたときに、そこら辺の根拠をきっちり詰める必要があるのではないかという気がいたします。諸外国の事例を調べたときに、極端というか歴史的にはそういう経緯にあるからだと思いますが、ドイツであったように例えば犯罪を予防することができなかったことについて国には責任があるから、だから「補償」は損害を補填するという意味合いで受けるとすれば、何かそういった根拠、理屈が必要だ……

2 財源について

(1) 原因者負担・責任保険制度を構築する考え方

○ 昭和 55 年 3 月 25 日 (衆)地方行政委員会・中平警察庁刑事局長

過失の場合につきましては制度として責任保険制度というものが制度論としてとれるわけでございます。……しかし、故意による犯罪ということになりますと、人殺しをしたときに相手方に補償を与えるための保険制度というものは、公序良俗に反してこれは制度として成り立たないわけでございます……

○ 平成 19 年 9 月 経済的支援に関する検討会・最終取りまとめ

犯罪被害等の原因者は犯罪者であるところ、犯罪等による被害について第一義的に責任を負うのは、加害者であることから、自動車損害賠償保障制度のような責任保険制度が採れば、それに抛るべきとも考えられるが、同制度は、誰もが場合によっては被害の原因者となり得ること、そこに原因者集団を観念的に捉えることができることを前提にしており、殺人、傷害等の故意の犯罪行為については、その性質上、事前に原因者となり得る集団を想定することができず、原因者負担の制度を構築することは困難である。

(2) 既存の罰金を財源とする考え方

【検討してはどうかとする意見】

○ 平成 17 年 5 月 23 日 第 2 回犯罪被害者等基本計画検討会・井上東京大学大学院法学政治学研究科教授

(負担者層と被害者層にずれがあるとの意見に対して) 罰金というのは、当該犯罪の被害者に対する賠償とか、あるいは被害者に対しての謝罪金として徴収するものではないわけですね。ですから、罰金を科す理由となった犯罪とそれを財源として補償金等を被害者に支払う場合の犯罪というのが必ず一致しなければならないという必然性はないように思うのですね。

○ 平成 18 年 7 月 26 日 第 5 回経済的支援に関する検討会・岩村東京大学大学院法学政治学研究科教授

財源をどうするかという話になると、まず第一に税財源を使うのか、それとも税以外に何か財源を考えるのかというのが一つの大きな分かれ目になります。税を使うという話になると、今の財政難の中でどこから絞り出すかという話で、それは結局のところ根拠としては犯罪被害者の補償ということで説明はつくと思うんですけども、どこからどういうふうにして絞り出すのか、増税を前提とせずに一体絞り出せるのかというのは、やや悲観的かなと。あと税以外ということになると、多分お話などもあったと思いますけれども、例えば罰金とか、そういったものを使うのかどうかとか、さらに例えば抽象的に考えて、理念的なレベルで考えると、一種の分担金みたいな形で国民の皆様から月々 100 円ずつ拠出してもらおうとかというようなことも理念的には考えられると思います。ただ、その場合、一体徴収をどうするかとか、現実的なことを考えると、非常に困難が大きいだろうというふうには思います。そうすると、選択肢はあまり実は新しい財源調達といっても、選択肢の幅と

いってもそれほど実は大きくないのかなと、とにかく既存の中から絞り出すか、増税を機会にどこかから見つけてもらうか、あとは罰金なり何なりを一つの手当として考えるかとか、何かそういったものぐらいしか現実的にはないのかなという気がします。

○ **平成 18 年 8 月 25 日 第 6 回経済的支援に関する検討会・瀬川同志社大学法学部教授**

罰金を財源とすることについて、……確かに一般歳入に入っていたとしても 1,000 億というふうに聞いておりますので、1 つの財源にするという方策というのは当然考えるべきことだというふうに考えます。先ほどの理念、社会連帯からの共助という点からも重要であると考えております。

○ **平成 18 年 8 月 25 日 第 6 回経済的支援に関する検討会・飛鳥井(公財)東京都医学研究機構東京都精神医学総合研究所参事研究員**

罰金や没収金あるいは賦課金を利用してはどうかというような意見を述べさせていただきました。というのは、今の財政状況ではなかなか一般財源を期待するというのは財務省の前で玉砕主義で進むようなところもあるかと思ひまして。やはり国民が一番納得するのは罰金、没収金、賦課金というようなことだと思うんですね。確かに三浦構成員が言われたように、それでも本当に入口と出口のものを考えるとズレは確かにあるんですが、ほかの財源はもっとズレがあるわけでありまして、その中で一番相対的に見てズレが少ないのが先ほどの罰金のたぐいだと思うんですね。私も少し伺ったところでは、交通反則金などは交通安全対策に……かなり支出されていると聞きますし、具体的に出口と入口をなるべくすり合わせるような形で使われている実例もありますので、それを考えれば納得しやすい形で一番使いやすいのは罰金等の財源ではないかというふうに考えた次第です。

○ **平成 18 年 11 月 24 日 第 9 回経済的支援に関する検討会・瀬川同志社大学法学部教授**

それから、罰金刑については、極めて大ざっぱな刑罰の歴史で言えば、被害者にももとは戻っていた、いわば被害者の黄金時代がかつてあった。今は国庫に帰属するわけですが、私の考え方から言えば、なぜ国庫に帰属するのかという理由づけは果たしてあるのか。つまり、国庫に帰属する合理的根拠は何なのかということです。今さらそんなこと言われてもしょうがないとおっしゃると思いますが、罰金の 1,000 億に入っているのかということがやはり再考すべきだというふうに私は考えています。

○ **平成 24 年 1 月 26 日 第 5 回犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会・瀬川同志社大学法学部教授**

(富田構成員提出：資料 1 アメリカにおける犯罪被害者等に対する経済的支援制度についてに対して) 第 4 点目ですが、私はやや疑問があると思います。というのは、罰金を財源とすることが我が国の犯給法の国民の連帯共助の理念から外れるという趣旨で書いておられますが、余り言い切ってしまうのもよくないと私は考えております。財源の問題はこれから出てくると思いますが、確かに国民の連帯共助というところからすると外れる面もあるのか分かりませんが、外れないとも言えると思います。もともとこの理念が出てきたのは、一般財源を前提としておりますので、それと連携しているわけです。こういう理念の中で法律が作られたということですので、これを基に財源の議論が何か閉ざされるというのは望ましくない。むしろ財源はこれから大胆に考える余地はあると思いますので、余りここで制限的おっしゃっていただきたくないと考えておりました。したがって、特別賦課金もそうですけれども、検討の余地を残しておいた方がいいのではないかと私は考えております。

【課題を指摘する意見】

○ 平成 18 年 8 月 25 日 第 6 回経済的支援に関する検討会・三浦法務省大臣官房審議官

この種の議論をするときに税でまかなうのかそれ以外のものなのか、特に話題にのぼるものとして罰金はどうなのかということが言われることがございます。まだ私も結論を出す状況ではないかと思っておりますが、一般的な考え方としてどうなのかということだけ若干ご紹介しておきますと、御承知のように、罰金は現在は国の一般財源として繰り入れられておりますので、そういう意味で言うと税と一緒にあって一般歳入としていろいろな施策のために支出しているということであり、その罰金を何らから犯罪被害者の経済的支援という特定の支出のために使うという形で構成していくと、現在一般歳入で行っている施策のうちの一部を削ってそちらに回すということになりますので、そういう意味で言うと、パイの中で食い合うという性格はいずれにしても否めないのかなという感じがいたしております。それから、もう一つは、これも前の検討会などでもご説明したことがあるかと思いますが、一般に特定の支出のために使う財源はいろいろな税でありますとかいろいろな収入関係で日本の制度の中にもございます。通常そういう場合はその支出によって利益を受ける人であるとか、支出の原因になった人が一定の負担をすることで、受益者なりあるいは原因者が負担をするという関係にある場合が通常だろうというふうに思いますけれども、罰金の場合、現実はどういう人が罰金を払っているかといいますと、かなりの割合、8割ぐらいかと思いますが、いわゆる道路交通法違反ということで、必ずしも被害者を生んでいる犯罪者が罰金を納めているわけではなくて、当然殺人とか傷害致死、重大な犯罪の犯人というのは懲役という形で刑務所に入っておりますので罰金を払っているわけではないという意味で、原因者と罰金を払う、納めている人間との間にずれがある、そういう問題をどう考えるかといったようなことが1つの問題かなという感じがしております。

○ 平成 19 年 9 月 経済的支援に関する検討会・最終取りまとめ

罰金の特定財源化は、罰金が既に一般財源として運用されており、それを犯罪被害者等に関してだけ特定財源化する論拠を見つけ出すのは困難であり、また、一般的に特定財源枠を可能な限り縮小していこうとする国の大方針と逆行する感は否めない。

(3)有罪判決を受けた者から課徴金等を徴収する考え方

【検討してはどうかとする意見】

○ 平成 18 年 8 月 25 日 第 6 回経済的支援に関する検討会・瀬川同志社大学法学部教授

財源というのは択一的なものではなくて、いろいろなところから取ってきてもいいわけですから。例えば前回議論ありました刑罰賦課金、有罪判決を受けた人から少額を取って1つの財源にするというのも1つの方策であって、その点は発想の転換を図り、そういうものをぜひ財源については考えていってはどういうふうに考えております。

○ 平成 18 年 8 月 25 日 第 6 回経済的支援に関する検討会・飛鳥井(公財)東京都医学研究機構東京都精神医学総合研究所参事研究員

罰金や没収金あるいは賦課金を利用してはどうかというような意見を述べさせていただきました。というのは、今の財政状況ではなかなか一般財源を期待するというのは財務省の前で玉砕主義で進むようなところもあるかと思ひまして、やはり国民が一番納得するのは罰金、没収金、賦課金というようなことだと思うんですね。確かに三浦構成員が言われたように、それでも本当に入口と出口のものを考えるとズレは確かにあるんですが、ほかの財源はもっとズレがあるわけでありまして、その中で一番相対的に見てズレが少ないのが先ほどの罰金のたぐいだと思うんですね。私も少し伺ったところでは、交通反則金などは交通安全対策に……かなり支出されていると聞きますし、具体的に出口と入口をなるべくすり合わせるような形で使われている事例もありますので、それを考えれば納得しやすい形で一番使いやすいのは罰金等の財源ではないかというふうに考えた次第です。

○ 平成 18 年 11 月 24 日 第 9 回経済的支援に関する検討会・瀬川同志社大学法学部教授

結論的に言うと、私はこれは立法的政策の問題であり、ポリティカルな判断を必要とすると思います。現状では、この検討会でも事実を積み上げあるいは理論構成を積み上げないと恐らくどこへ持っていても通らないというふうに思います。私は課徴金制度に賛成なんですけれども、そういう制度を設けるに当たって何か理論的な根拠あるいはさっき三浦構成員が言われた合理的なところですね。ほかの種類の被害者を含めて、国民が納得できるだけのそういう合理的な根拠が必要ではないかというふうに思います。そういう視点をふまえて、課徴金制度というのを前向きに検討すべきだというふうに私は思っています。

○ 平成 18 年 11 月 24 日 第 9 回経済的支援に関する検討会・岩村東京大学大学院法学政治学研究科教授

どちらかという課徴金ということなんですが、やや今まで使われている課徴金とは性格が違って、犯罪を犯したことに対する課税みたいな何かちょっとそういうのに近いイメージかなという気もするんですね。罰則ではないんだと思うんですが、何か犯罪をしたことによって社会に迷惑をかけたのでそれに対して何か税金かけるみたいなちょっとそういうような色彩かなという気もちょっとするんですが、……そういう意味では目的税に近いという感じのイメージがややあるなというのと。

○ 平成 18 年 11 月 24 日 第 9 回経済的支援に関する検討会・國松(公財)犯罪被害救援基金常務理事

罰金を使うとか反則金を使うとかそれもいいんですけども、結局今あるやつをこっちに移すだけと。移すとこっちが減ってるわけですよ。だから、そうなるという意味では取り合いみたいな話になります。もちろん、そういうやり方もあって、今先ほど来から出てますように、今被疑者・被告人といいますか犯罪者の方に振つ

ているお金というのは何もその人のための利益ではなくて、一般社会の治安維持のための広い意味で使うわけですから、単純に額を比較するというのはできないかもしれませんが、ただもう少しそれを被害者の方へ移してやるという議論がある。それはもちろんそういうやり方もあるんですが、移すだけだとこっちはへこむわけですね。それだったら今までにない新しい課徴金のようなものをちょっとつけていったらどうなんだろうかというの1つの選択肢とは思っています。

○ **平成 18 年 12 月 20 日 第 10 回経済的支援に関する検討会・岩村東京大学大学院法学政治学研究科教授**

既存の財源以外に、新しい財源を何か考えるかというのがもう一つでありまして、前回、國松座長がおっしゃったような有罪判決を受けた者から一定の課金を取り上げるというのも一つのアイデアとしてあるだろうと思います。ただ、きょう伺った限りでは、やはり従来の課徴金とはかなり性格が異なるものであって、一種の目的税的なものに随分近いものだという印象を受けましたので、これもまた現在の全体としての特別会計なり目的税というものについて、非常に抑制的な政治なり財務のあり方との関係で、どうしても衝突を引き起こすとすると、やはりそこも突破しなければいけないという話なんだろうと思います。いずれにしても、先ほど瀬川委員がおっしゃったように、そういういわば突破口を築くだけの説得力ある構成なり構想というのを我々が示せるかどうかということなのかなと思います。

○ **平成 24 年 1 月 26 日 第 5 回犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会・瀬川同志社大学法学部教授**

(富田構成員提出：資料 1 アメリカにおける犯罪被害者等に対する経済的支援制度についてに対して) 第 4 点目ですが、私はやや疑問があると思います。というのは、罰金を財源とすることが我が国の犯給法の国民の連帯共助の理念から外れるという趣旨で書いておられますが、余り言い切ってしまうのもよくないとは考えております。財源の問題はこれから出てくるとは思いますが、確かに国民の連帯共助というところからすると外れる面もあるのか分かりませんが、外れないとも言えると思います。もともとこの理念が出てきたのは、一般財源を前提としていますので、それと連携しているわけです。こういう理念の中で法律が作られたということですので、これを基に財源の議論が何か閉ざされるというのは望ましくない。むしろ財源はこれから大胆に考える余地はあると思いますので、余りここで制限的おっしゃっていただきたくないと考えておりました。したがって、特別賦課金もそうですけれども、検討の余地を残しておいた方がいいのではないかと私は考えております。

【課題を指摘する意見】

○ **平成 18 年 11 月 24 日 第 9 回経済的支援に関する検討会・瀬川晃同志社大学法学部教授**

結論的に言うと、私はこれは立法的政策の問題であり、ポリティカルな判断を必要とすると思います。現状では、この検討会でも事実を積み上げあるいは理論構成を積み上げないと恐らくどこへ持っていっても通らないというふうに思います。私は課徴金制度に賛成なんですけれども、そういう制度を設けるに当たって何か理論的な根拠あるいはさっき三浦構成員が言われた合理的なところですね。ほかの種類の被害者を含めて、国民が納得できるだけのそういう合理的な根拠が必要ではないかというふうに思います。そういう視点をふまえて、課徴金制度というのを前向きに検討すべきだというふうに私は思っています。

○ **平成 18 年 11 月 24 日 第 9 回経済的支援に関する検討会・三浦法務省大臣官房審議官**

課徴金についてはどういう制度かということがまず前提になりますので、それを考えないとどうすべきだということが難しいと思います。例えば刑事裁判で有罪になった犯罪者に対して罰金とは別に何らかのお金を納付させるというものを仮に考えたとしても、そのお金の性質の議論もあると思いますけれども、いわゆる損害賠

償とかあるいは求償と一体どういう関係になるのかという点が問題ではないかという感じがしております。要するに犯罪被害者の方に対する賠償や救済は本来一義的には犯罪者が被害者の方に損害賠償として支払うべきであります。また、国がこの新たな制度によって犯罪被害者にお金を支出するといった場合でもやはり国はその犯罪者に対して求償するという関係になる、それが原則だろうというふうに考えるわけです。そうするとともに犯罪者が支出し、犯罪者が負担すべきお金というものと、それと別個に何かお金を徴収するというのもそもそも一体どういう関係になるんだろうというあたりが理解できないところがございます。本来犯罪者の側から言えば、当該自分の事件の被害者に対して賠償すべきは当然でありますけれども、それ以外に一般的な被害者救済のために一定の制裁や不利益が課されるということについて果たして合理性があるかという問題でもあります。……

○ **平成 18 年 12 月 20 日 第 10 回経済的支援に関する検討会・岩村東京大学大学院法学政治学研究科教授**

既存の財源以外に、新しい財源を何か考えるかというのがもう一つでありまして、前回、國松座長がおっしゃったような有罪判決を受けた者から一定の課金を取り上げるというのも一つのアイデアとしてあるだろうと思います。ただ、きょう伺った限りでは、やはり従来の課徴金とはかなり性格が異なるものであって、一種の目的税的なものに随分近いものだという印象を受けましたので、これもまた現在の全体としての特別会計なり目的税というものについて、非常に抑制的な政治なり財務のあり方との関係で、どうしても衝突を引き起こすとすると、やはりそこも突破しなければいけないという話なんだろうと思います。いずれにしても、先ほど瀬川委員がおっしゃったように、そういういわば突破口を築くだけの説得力ある構成なり構想というのを我々が示せるかどうかということなのかなと思います。

○ **平成 19 年 1 月 19 日 第 11 回経済的支援に関する検討会・三浦法務省大臣官房審議官**

こういった徴収金をどういう法的性質のものにとらえるかということにつきましては、いろいろな議論があり得ると思いますけれども、我が国の刑罰といえますのは、現在刑法で死刑から懲役、禁錮、罰金、拘留、科料といった形で刑法の中で法定されていますし、また今回のこの徴収金というものが、行われた犯罪の責任に応じて金額が算定されるというものではないのだろうと考えられることからいたしますと、この徴収金は刑罰ではなくて、むしろ基金の財源を確保するという行政目的に基づく財産上の負担ということではないかと考えられるところであります。…ただ、そういう性質のものであるといたしますと、犯罪被害者の支援、救済のための基金の財源を負担する理由といたしまして、有罪判決を受けたということが果たして合理的な理由になるのだろうかという問題があるということでございます。有罪判決の大半といえますのは、いわゆる犯罪被害者を生まない特別法犯、特別法違反の犯罪であるということからいたしますと、犯罪被害という問題に関しましては、まさに原因者でも、あるいは受益者でもないという者になるわけでありまして、そういう人がそのような一定の行政目的のために特別の負担を負うということに合理性があるかという、かなり疑問があると言わざるを得ないところでございます。こういう理屈の問題のほか、実際上の問題としてかなり大きな問題があるという点をご説明いたします。罰金刑でありますとか、あるいは独禁法、証取法等の課徴金は、性質としては制裁として課されるものでありますので、その制裁を実現することに意味があるということでもあります。ですから、その実現のために一定の行政コストをかけるということも正当化できるものであると考えられます。ところが、この提案される徴収金というのは、財源の確保が目的でありますので、その徴収自体にあまり行政コストをかけられないという問題があります。課された人が任意に徴収金を支払えば、もちろんコストはあまりかからないわけでありまして、徴収金を支払わない場合に、何か不利益が生ずるかということ、例えばそれによって身柄が拘束されたり、あるいは何らかの別の行政処分が行われるということになれば、任意の支払いを確保する担保になり得るわけですが、今回の場合、そういう制度がなかなか想定できないところであります。例えば、罰金の場合にはその不納付に対しまして労役場留置という処分がありまして、身柄が拘束されるという制度がございます。そういう制度が存在すること自体によって、任意の支払いが促進され、確保されている面がございますが、徴収金についてそのような制度というのはなかなか想定しにくいというところでございます。任意の支払いを担保する措置がない場合には、最終的には強制執行を行うほかないわけでありまして、具体的にどういふふうに行うかといえますと、これは徴収機関におきまして、相手の所在を捜査、調査したり、資産を調査した上で、手続的には法務局に依頼

をして、裁判所に強制執行の申し立てをするということになるわけでありまして、恐らく少額の金額を徴収するために、こういった形で行政コストをかけるというのは、現実にはできないことではないかということをございます。結局、こういった制度を設けても、その徴収の実現にはかなり大きな困難がございまして、結果としていわゆる逃げ得を許さざるを得ないという問題があると考えられます。要するに、私どもとしては、こういった制度でありますと、なかなか実現は困難と言わざるを得ないのではないかと考えているところをございます。

○ **平成 19 年 1 月 19 日 第 11 回経済的支援に関する検討会・三浦法務省大臣官房審議官**

アメリカでは州などでそういう徴収金の制度があるということでもありますけれども、私どもの承知している限りでは、そのように行われている制度というのは、アメリカでの位置づけとしては、それは刑罰であるというふうに考えられておりまして、その限りで言いますと、先ほど申し上げた理屈の問題のところでは申し上げた財源確保という行政目的との関連で合理性があるかというような問題は、その限りではやや引っ込むかも知れません。ただ、逆に言いますと、なぜそのような刑罰が認められるのかということがむしろ問題でありまして、この点は私どもは断定的に申し上げることは難しいわけですが、あくまでも一般的に申しますと、アメリカの裁判所というのは非常に幅広い権限を持っておりまして、刑罰の種類も日本の先ほど申し上げたような刑罰の種類にとどまらず、いわゆる社会奉仕命令であるとか、損害賠償命令であるとか、非常にさまざまなものが認められているわけでありまして、ある意味ではそういった刑罰とか司法というものについての考え方において、日本とアメリカでは相当基本的な考え方の違いがあるということではないかと思えます。それから、もう一つはアメリカで徴収が実際どの程度、どういうふうに行われているかというのは、正確にわからない部分がありますけれども、一般的に申しますと、アメリカの場合は裁判所の命令に対する拒否というのは、身柄拘束を伴う制裁が課されますので、こういう徴収金の支払いを担保する一定の仕組みがあるというふうにと考えられます。

○ **平成 19 年 9 月 経済的支援に関する有識者検討会・最終取りまとめ**

有罪判決を受けた者から一定の額を徴収する課徴金制度の導入については、その主たる負担者と原因者が一致しない上、徴収コスト面の問題もあり、犯罪被害者等の支援に特化した形で検討することは、困難である。

(4) 幅広く保険料等を徴収する考え方

【検討してはどうかとする意見】

○ **平成 18 年 8 月 25 日 第 6 回経済的支援に関する検討会・岩村東京大学大学院法学政治学研究科教授**

論理立てて考えるとすると、共同連帯とか社会連帯とかという考え方をとったときに、先ほど少し申し上げましたが、例えば私の専門である社会保障の観点から考えたときに、1つは税でやるという、これは例えば生活保護であるとか基礎年金、今3分の1の人ですが今度2分の1に負担率が上がるとか、社会福祉が基本的には税でやっているとかいうようなことで、税でやる考え方もあり、もう1つは、さっきも申し上げましたけれども、社会保険のように被保険者の人々から保険料を取るというそういうやり方というものもあると思えます。実は考えてみますと、犯罪被害者の方の経済的支援ということを考えてときには、本音を言うところある意味保険になじむんですね、実は。偶発的な事象でありまして、一定の確率で発生するわけですから、実は保険になじむ。ただ、現実的なことを考えると、これを例えば犯罪被害者のための強制保険制度をつくって国民のみんなから保険料を取るんだということは、今の国民年金とか国民健康保険を考えたときには非常に非現実的な話になって

いってしまう。……犯罪被害というのは一定の確率で社会の中で発生し、だれもが場合によっては被害者になり得ると。要するに相互補完性というか相互性があるものであるので、考え方として論理的に考えていくと、幅広い国民なり社会の構成員の人たちからお金を集めるというのがおそらく最も財源の在り方としては論理の筋が通っているんだろうというふうに思います。保険料が仮に技術的に難しいとすると、実は一番幅広くに国民全体から集められるのは所得税ではなくて間接税なんですね。ですから、それを本当は考えるというのが多分論理的には一番筋が通っているかもしれないという気がいたします。

○ **平成 24 年 5 月 14 日 第 6 回犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会・瀬川同志社大学法学部教授**

(フランスにおいては保険契約に上乗せして徴収していることについて) 日本に非常に馴染みにくい議論のように展開されていますけれども、被害者に対する経済的支援という点では、非常に割り切った最も合理的な制度だと思いますので、不思議な国ではないので、やはり実際の犯罪被害の実態から見れば、こういうこともあり得るという制度だと私は理解すべきだと思っています。

【課題を指摘する意見】

○ **平成 18 年 7 月 26 日 第 5 回経済的支援に関する検討会・岩村東京大学大学院法学政治学研究科教授**

財源をどうするかという話になると、まず第一に税財源を使うのか、それとも税以外に何か財源を考えるのかというのが一つの大きな分かれ目になります。税を使うという話になると、今の財政難の中でどこから絞り出すかという話で、それは結局のところ根拠としては犯罪被害者の補償ということで説明はつくと思うんですけども、どこからどういうふうにして絞り出すのか、増税を前提とせずに一体絞り出せるのかというのは、やや悲観的かなと。あと税以外ということになると、多分お話などもあったと思いますけれども、例えば罰金とか、そういったものを使うのかどうかとか、さらに例えば抽象的に考えて、理念的なレベルで考えると、一種の分担金みたいな形で国民の皆様から月々100円ずつ拠出してもらおうとかというようなことも理念的には考えられると思います。ただ、その場合、一体徴収をどうするかとか、現実的なことを考えると、非常に困難が大きいだろうというふうには思います。そうになると、選択肢はあまり実は新しい財源調達といっても、選択肢の幅といってもそれほど実は大きくないのかなと、とにかく既存の中から絞り出すか、増税を機会にどこかから見つけてもらうか、あとは罰金なり何なりを一つの手当として考えるかとか、何かそういったものぐらいしか現実的にはないのかなという気がします。

3 その他の論点について

(1) 遡及適用について

【現行制度の考え方や遡及適用の課題を指摘する意見】

○ 昭和 55 年 3 月 25 日 (衆)地方行政委員会・中平警察庁刑事局長

ただいま御指摘の中にもございましたが、この法案の施行前に発生した犯罪によって被害を受けた方はこの法案の適用を受けることができないということについては、私どももまことにお気の毒に思っている次第でございます。特にこの制度につきましては、長年にわたって熱心に運動を続けられてきた方もございますし、そういう点につきまして私どもも非常に大変なお気の毒な気持ちを持つわけでございますが、しかしながら、一つの新しい制度というものをつくる場合には、その適用というのは法の施行後というのが原則でございます。この制度についてのみその遡及を考える、こういう合理的な理由というものが、いろいろと検討をしてみましたが、残念ながら見出すことができなかった、こういうことでございます。なお、いま申し上げましたことが一般原則ではございますが、殺人なんかの犯罪被害につきまして、遡及の対象について合理的な区分をつけることがなかなかむずかしいわけでございます。一定の期間遡及をいたすとしても、またその遡及の前後でやはりこれは不公平の問題が起こってまいるわけでございます。それから、この制度におきましては、被害者の責任の度合い等も考えまして、支給の除外とかあるいは減額とか、かなりきめの細かい制度も考えておるわけでございますが、そうした判断を適切に行うために、やはりこれは新しく起こった事象でないと、過去にさかのぼってそうしたことを適正に裁定を下すということも非常にむずかしい問題でございます。そうしたこともありまして、遡及ということをいろいろ考えたわけでございますが、遡及措置というものがとれなかった次第でございます。そういうことで、その方々に対してはまことにお気の毒な気持ちがいっぱいでございますが、また逆に言えば私どもは、そうした方々の気持ちを十分に背中に受けながら、この制度の必要性というものを痛感をいたしまして、ことしは警察庁の最重点の施策として真剣に取り組みまして、いまこの制度の創設にまでこぎつけてまいった、こういういきさつになっております。私どもは、この制度が呱呱の声を上げることによって、こうした犯罪の被害に遭われた方々に対して、社会の温かい目が一層こうした人たちに注がれることになるようなことを強く期待をしておる、そういう次第でございます。

○ 平成 18 年 10 月 24 日 第 8 回経済的支援に関する検討会・岩村東京大学大学院法学政治学研究科教授

私も多分この種の給付を与える、提供するような制度で遡及した例というのは余り知らないですね。社会保障関係でも、制度を変えたときに裁定替え、その他で、今給付を受けている人について給付水準を上げるとかということはあったと思っておりますが、過去にさかのぼって遡及をしてというのは、どうも余りない、ほとんどないのではないかと思います。それは一つには、やはり一番大きな財源の問題があって、どこまで膨らむかの見通しがつかないと。もちろん遡及のさせ方にもよりますけれども、財源の見通しが立たなくなってしまう。どこかで線引きをすれば、それは線引きされた前と後で、やはり不公平の問題が生じるということになると、結局遡及させる、させないと全く同じ話になってしまうということになって、どこで線引きをするかということ自体が、時間で線引きをするのは非常に難しいだろうと。それからもう一つは、だれを対象者にするかということですが、まず第一に定義をどうするかということも非常に難問だと思いますし、例えば卑近な例で最近問題になった例では、例えば原爆症なども、どこで線引き、人の範囲をどうするかということをめぐる、やはり大変な争いになるわけでして、かなりそこも絞り込みというのは難しいのかなという気がします。

○ **平成 18 年 10 月 24 日 第 8 回経済的支援に関する検討会・瀬川同志社大学法学部教授**

犯給法ができるときも、この議論がどうもあったようであります。多くの方々の御努力がありましたので、何か報いたいという気持ちも立法者の間でもあったようですけれども、それはなされなかったという事情があります。私は、法的に遡及適用を認めるというのは、やはりかなり無理がある、混乱を招くというところがかなり危惧されると思います。そういう点では、真正面から制度設計として遡及適用を認めるという方向性は、やはり私は困難を伴うというふうに思います。特に被害の認定とか証拠の散逸とか難しい問題があるように思います。ので、それを何でもかんでもやっつけてしまえというような制度設計はすべきではないというように考えます。そういう意味で、座長が言われていますように、特に白井先生がおっしゃるような救済すべき、社会正義に反するような、補償すべきだというふうな事例があれば、それに対して何らかの手だてを特別な形で考えるという方策でいいのではないかと。だから、真っ正面から遡及適用を認めるというのは、私は賛成しがたいというふうに考えております。

○ **平成 19 年 9 月 経済的支援に関する検討会最終取りまとめ**

過去の犯罪被害による後遺障害により現在も窮状にあるような特別の事情がある犯罪被害者等に対しては、前記基金において対応する方途を検討すべきであるが、新たな法制度を遡及適用することはしないものとする。

○ **平成 25 年 7 月 10 日 犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会・坂口警察庁長官官房総括審議官**

犯罪被害者の救済制度につきましては、犯罪被害者の御遺族や様々な方々がその実現に向けて努力をしてこられた背景がございます。法律制定時にはそのような制度発足に寄与した方々が救済されるよう遡及適用すべきであるという御意見があり、国会審議において大きな論点の 1 つとなっておりました。しかしながら、新しい制度の適用は法律施行後とすることが法制度の基本的な原則であること、この制度だけ遡及適用を認める合理的な理由がなかったこと、また、遡及を認めるとしてもどこまで遡るかということについて、合理的かつ公正な基準を設定することが難しいことなどの課題を乗り越えることが困難であったため、遡及適用はしないことになりました。……その後、平成 13 年改正時には遡及適用について大きな論点とはなりませんので、平成 20 年改正時の検討状況について説明いたします。平成 18 年から 19 年にかけて行われた経済的支援に関する検討会においても、遡及適用は大きな論点の 1 つとなっていたと承知しております。検討会では先ほど申し上げたような課題のほか、特例を認めることの合理的説明が可能な具体的な事例を踏まえた検討が必要で、遡及適用を一般的に認めることは困難であるといった御意見が出る一方で、そうは言ってもやはり現在も経済的に困窮している方に対しては、何らかの救済をすべきであるとの御意見も出されておりました。そして、検討会での議論の結果、最終取りまとめでは過去の犯罪被害による後遺障害により、現在も窮状にあるような特別の事情がある犯罪被害者等に対しては、前記基金において対応することを検討することを検討すべきであるが、新たな法制度を遡及適用することはしないものとするとされまして、これを受けて政府としても改正後の犯給法は遡及適用しないこととしたものであります。なお、この最終取りまとめを受けて公的救済制度の対象とならない犯罪被害者等であって、個別の事情に照らし、特別の救済が必要と認められる方を対象として、平成 20 年 12 月から財団法人犯罪被害救援基金による支援金支給事業が開始されたというのは、既に黒澤構成員から御説明いただいているとおりでございます。

【遡及適用すべきとする意見】

○ 平成 18 年 10 月 24 日 第 8 回経済的支援に関する検討会・白井弁護士

これは、実際に、現在までに補償を受けられていない方もあるわけなんです、今日こうして基本法が成立いたしました、またこの基本計画ができるという、これを実現したのは、今の被害者の方々が一生懸命頑張って、そしてようやく議員さんを動かして実現したということがあるんですが、その実現した当のご本人たちは、新しい補償制度ができて何もしらぬというところになるというのは、どうもこれは、1つは不公平ではないかと。やはり、そういう実際に生活に困っていて、この法律をつくるために頑張られた被害者の方々にも適用がなされるような遡及適用のことを、1つは考えるべきではないかということと、現実、過去に犯罪に遭って、現在も非常に苦しい生活をおられる方々が大勢おられるので、その方たちが、過去のケースだからといってそのまま放置されてよいのかという問題もあります。我々の方としては、先ほどの除斥期間との問題もあるんですが、一応例えば新しく年金方式の補償というものができれば、そういう将来にわたって年金の支給を遡及適用して、そういう方たちにも将来にわたる支給をしていただくというような方法も考えられるのではないかなというふうな、いろいろ支給の仕方と遡及適用の工夫の仕方によって、ある程度のことのできるのではないかなというふうな思っているわけです。

(2) 支給形式について

【現行制度の考え方や一時金形式に関する意見】

○ 昭和 55 年 3 月 25 日 (衆)地方行政委員会・中平警察庁刑事局長

……年金にせずに一時金になせよという御質問でございますが、この制度というのは、被害者とかあるいは遺族のこうむりました精神的な打撃の回復を一応第一の目途とし、それから、あわせて財産的な面の被害もめんどろを見る、こういう立場でございます、そうした被害者の一種の立ち直り、そのためにはあるいは一時金の方がよりのみがある、こういうことだというふうな考えておる次第でございます。なお、外国の制度を見ましても、ほとんど一時金で措置されておる、こういうことになっておる次第でございます。イギリスのレポートなんかを見ておると、イギリス等の経験に徴すれば一時金の方がむしろ被害者等の立ち直りにはいい、そういうふうなことも報告の中には出ておる次第でございます。

○ 平成 18 年 10 月 24 日 第 8 回経済的支援に関する検討会・岩村東京大学大学院法学政治学研究科教授

生活の安定という点からすると、何となく歴史的には一時金から年金に進んできた。例えばこれは労災なんかはそうなんですが、そういうふうに進んできたということは確か、生活面での安定という点では、そのとおりの部分はあるんですが、座長も今おっしゃったように、要するにもう一つは額の問題でありまして、年金形式、年払いで払っていても、結局のところはトータルで幾ら払うのかという話なんです。ですから、ちょっとそこを抜きにしては、なかなか議論ができないだろう。もう一つは、年払いにしろ年金にしろ、有期型にするのか、それともずっと亡くなるまでお払いするのかというのが、もう一つあります。つまり、例えば10年間は年金でお支払いしましょうということと、それから終身お支払いしましょうというふうな、もう一つ別の切り口というのが実は存在すると。いずれにしても、それは最終的には額の問題、トータルで幾らかという、その問題になります。それから、ただ年金の場合に問題点としては、一つは前にも申し上げたように、財政運営が非常に難しいというのがあります。特に終身にしますと、高齢化が今少なくとも進んでいますので、年金のボリュームがどれだけ膨らむかということの見通しが非

常に立てにくいということがあり、財政運営がなかなか難しいだろうということが言えようかと思えます。それから、もう一つは、これはさっきあった併給調整をどうするかということと関係するんですが、実は年金なり年払いにすると損害賠償等の併給調整というのが非常に難しくなります。将来の支給分は調整の対象にしないという最高裁判例があるものですから、そことの関係をどうするのかというのが、年払いの場合は出てきます。もちろん、そもそも併給調整をしないんだという前提に立てば話は別でありますけれども、併給調整をするんだという前提に立つと、年払いの場合どうするかという問題が出てくるということも問題点としてあるということが言えるかと思えます。公的年金の場合は、ご承知のように社会保険で基本的にやっていますので、今の世代の人たちからお金をとって、基本的には今の年金受給者の方々にお金を回すというやり方をやっているの、税金でやるというと、ほぼそれに近いやり方をとることになりますし、労災保険はちょっと違って、今の事業主から基本的には将来の年金分も含めて全部金をとってしまおうというやり方をしていますので、ちょっと公的年金と違うやり方をしている。ただ、もし新しい制度が税で運用するということになると、多分労災のようなやり方はできないので、公的年金と同じようなやり方になるとすると、その将来の財政運営ということになると、かなり見通しが難しくなるだろうということは、確実に言えるだろうと思えます。

○ **平成 18 年 10 月 24 日 第 8 回経済的支援に関する検討会・岩村東京大学大学院法学政治学研究科教授**

1 点だけですが、先ほどの平井構成員のお話を伺っていてちょっと思ったんですが、そして座長がおっしゃったり、それから警察庁の方がおっしゃったことと関係しますが、やはり被害者の方にできるだけ、やはり立ち直って社会の構成員として活動していただくという方向で考えたときに、年金という形態が適切なのかどうか。特に、その終身というのが適切かどうかというのは、検討の余地はかなりあるだろうという気がします。お話を伺っていたときに一つ思ったのは、なぜそういうことを言うかということ、やや所得保障の問題と、それからどうやってその後、生活を建て直していくかという、そのサポートの問題とが少し混合されているかなという気がするものですから、サポートの問題として考えていって、どこまでできるかということと、それから年金ということの必要性ということとがどこまであるのかということとの関係を、ちょっと整理していただく必要があるかなというように思いました。ちょっと直感的には、公的年金が出ないケースというのは確かにあるので、その部分をどうするかという問題はあるように思いますが、いずれにしても最終的には年金にするか一時金にするかというのは、さっきも申し上げたように、要は保障水準の問題であります。給付水準の問題で、とどのつまりはそこをどうするかというお話かなというふうには思います。

○ **平成 19 年 9 月 経済的支援に関する検討会最終取りまとめ**

給付は、一時金とする。ただし、一時金の支給を受けた犯罪被害者等が分割的支払いを希望する場合には、それが可能となるよう、金融機関における必要な手続等について教示すべきである。

○ **平成 24 年 12 月 18 日 第 10 回犯罪被害給付制度の拡充及び新たな制度の創設に関する検討会・岩村東京大学大学院法学政治学研究科教授**

年金はこれも前に申し上げたのですが、もちろんどの程度の方が年金を受けられるかという人数と、受給開始の年齢と終身を想定するのか有期を想定するのかなどということ、あるいは金額が一定なのか可変なのかといういろいろな要素が絡むのですが、基本的には長期の制度になるので、管理運営がかなり難しいということがあります。特に支給開始年齢がいつかということによっては、もし終身でありますと相当長期にわたって支給することになり、安定的な財政運営というのが非常に難しいことになるかなと思っております。やはり当然のことながら年金ということなれば、社会保障制度上の年金その他との均衡も考慮せざるを得ないでしょうし、もしそうだとすると、単純に従前の所得と今の所得の差額を年金で支給するという構造にはならないのではないかと考えているところであります。私は個人的には年金はやめたほうがいい。できれば一時金で処理をするほうが法律関係が非常に明確になって、事務的にもコストがかからないし、一時金でもらうことによって、それで生

活再建という観点から物事を考えることも可能になるという部分もあるので、年金ではなく、できれば一時金のほうが望ましいかなと思っていますが、最低でも恐らく年金か一時金かのチョイスを認めるということはないと、個々人のそれぞれの状況に応じた判断できなくなってしまうのではないかと考えております。

○ 平成 24 年 12 月 18 日 第 10 回犯罪被害給付制度の拡充及び新たな制度の創設に関する検討会・岩村東京大学大学院法学政治学研究所教授

年金ということを考えたときに、結局、年金のいわばメカニズムをどう考えるかということと結びついた議論をしなくてはいけないのだと思うのです。これは御承知のように、普通の民事損害賠償でも問題になるわけで、一時金の賠償にするのか、定期金の賠償にするのかという話がありますけれども、結局、定期金賠償ということになれば、本来支払われる一時金を、ある一定の期間の範囲内で定期金払いにする形で行うということですから、ここで仮に年金ということを考えるとすると、もともとある、額のレベルの問題はちょっと横に置いておけば、今、例えば一時金という仕組みで払っているものを原資として年金化するという話なのか、そうではなくてという話なのか、そこのところが一つ大きなポイントだろうと思います。とりわけ、先ほど申し上げましたように、終身年金ということになると、もちろん、制度全体としてどう財政バランスをとるかという話になりますが、やはり長期給付ということになりますので、その年金を、要するにトータル額を最終的には全部割り戻して、現在の価額の一時金に戻すということを考えて、財政的にどのくらいのこととか、逆に言うと、賠償なり給付金として一時金に換算すると一体どのくらい払われるのかということでは議論をしないといけない問題という側面があるのかなと思っています。もう一つは、労災保険にしても、現在の公的年金、基礎年金にしても、厚生年金にしても、基本的な枠組みとしては社会保険という枠組みによっています。ですので、保険料財源という中で、いわば長期的な財政安定をどう図るかということを考えつつ、実は制度設計がなされている。基礎年金は半分が税金なものですから、ややそこところは少し違ってきますけれども、厚生年金について見ても、やはり保険料を原資としながら長期的な財政安定をどう図るかというところで年金の水準その他が決まっているという構造になっています。ですので、私の目からすると、この犯罪被害者の方の支援のところでは年金化するという議論は、今まで既存の制度の中で行われている年金の給付、特にこの比較対象として挙がってくる労災であるとか、社会保険の基礎年金あるいは厚生年金、遺族年金、障害年金といったものとかかなり構造が違うという気がしています。多分、そういったものが全部結びついて、年金という形にするのが妥当なのかどうか。仮に年金とするという形にしたときに、それでは、その水準は一体どう設定するのか。その水準の設定の仕方というのは、結局、先ほど申し上げたように、仮にそれを一時金というふうに引き直したときに、それでは、一体どのくらいの額と想定して考えるのかということを中心として考えて、年金化するならするという方向での制度設計となるでしょうし、逆にそれだとということで、賠償額といいますか、一時金の給付に引き直したときに余りにもアンバランスになるということであると、なかなか年金化というのは難しいのではないかと気がいたします。いずれにしろ、前にも申し上げたように、一時金という形で支給しても、それを実質的には御本人の行動によって定期的にもらうこともできないわけではないので、そういうチョイスを提供することは、御自身でやっていただくこともあるでしょうし、制度的に仕組むことも可能かもしれません。例えば労災の場合も前払い一時金という仕組みでもって、一定の限度内ですけれども、年金を一時金でもらうというやり方もあるので、ある意味ではその逆ということでもって、一時金を年金化してもらおうという考え方もあるだろうとは思いますが、いずれにしても、その辺のところをどう考えるのかというのが一つ、この問題を考える上で検討しておくべき事項かなとは思っています。

【年金形式の支給に関する意見】

○ 平成 18 年 10 月 24 日 第 8 回経済的支援に関する検討会・白井弁護士

ちょっと年金というふうな言葉を使うと、それこそ今の公的な年金と混同されてしまうので、それと区別上はつきりわかりやすくするために、そういう言葉、年払い方式の補償金というふうにしたんですけれども。その言葉のとり方はいいとは思いますが、年金、一時金にあわせて年金ということをご提案したのは、やはり被害者の方の中で、継続的に将来の生活が非常に不安定であるという、回復ができないという、そういう状態の方がおられまして、そういう方の場合に、月々入ってくる生活の補充になるような形でお金が入ってくるということが非常に安心感といいますか、そういう生活の安定ということができると、そういうことがありますので、労災保険でも一部そういう併給の制度を設けているところもあるわけですから、そういうことも工夫していただきたいということでございます。

○ **平成 25 年 4 月 10 日 犯罪被害給付制度の拡充及び新たな制度の創設に関する検討会・松村全国犯罪被害者の会（あすの会）代表幹事代行**

働きたく、生活保護を受けたくないのに、人間としての最低生活を送らざるを得ない犯罪被害者は存在しているのです。犯罪被害者等基本法第 3 条の「再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする」に従い、年金を補償しなければならぬと考えます。……突然の災厄、犯罪、事故等の場合には、使用者が労働者に支払うべき災害補償義務にかわる制度として労災制度がありますが、そこでは重障害者に対して年金制度が主要な補償形態とされています。その理由は、長期の経済的困難に陥った場合には経済的補償としての年金の支給を受けることで生活を維持・再建することが一時金の支給よりも合理的であるからであります。また、事故などに限らず、重度の障害を負った国民には等しく障害年金が支給されております。これも継続的に経済的な面で生活をさせることこそ障害者が安心して生活ができるからだと思います。年金の期間についても、この前、議論がされましたけれども、確かに支給の終期を設けることは必要ですが、基本法に基づく平穏な生活を取り戻すまで途切れることのない継続的支援をするという原則からすると、終期としては被害者等の経済的改善がなされ、支給の必要がなくなったときに終了するということであるべきだと思います。年金に伴う事務量の増加ということも話に出てまいりました。犯罪被害者向けの年金処理を単独で行う必要性はなく、労災とか、あるいは遺族年金の処理機関は厚生労働省の管轄だと思いますけれども、そこに委嘱して行ってもらう方法も考えられます。対象となる犯罪被害者等の数自体を考えても、大した事務量になるとは考えられません。